

甲府市子育て世帯住宅取得支援事業補助金



夫婦ともに
39歳以下

最大

60万円

夫婦ともに
29歳以下

最大

90万円

令和7年4月1日以降に取得した又は工事を行い
令和7年4月1日～令和8年3月31日までに支払った費用が対象

- 住居費用 ① 新築住宅の購入費（子育て世帯）
② 既存住宅の購入費とリフォーム費（新婚世帯・
子育て世帯）
注①②ともに土地代は対象外です
- 引越費用 引越業者や運送業者に支払った引越費用

次のすべての要件に当てはまる世帯が対象です

- ① 令和7年1月1日以降に入籍した新婚世帯又は令和2年4月1日から令和6年12月31日にまでの間に入籍した子育て世帯
- ② 18歳以下の子を養育している（妊娠中含む）
- ③ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④ 夫婦の合計所得が500万円未満の世帯
- ⑤ 申請日より10年以上継続して甲府市内に居住する意思があること
- ⑥ 夫婦ともに市税等の滞納がないこと
- ⑦ 申請日において、本市の住民基本台帳に記録されている夫婦の双方の住所が申請に係る住宅の所在地になっていること

申請期間 令和7年7月14日～令和8年3月31日(必着)

申込み
&
問合せ



申請前に受付をお願いします。左のQRコードを読み取り申請する1か月前までに婚姻日、住所、本籍、所得等、必要な項目を入力しお申し込みください。こちらからご連絡します。詳細・要綱はHPでご確認ください。

甲府市役所 企画部 連携共創課 6階
〒400-8585 甲府市丸の内1-18-1

☎055-237-5319 (直通)

申請書類等は郵送または窓口へ提出してください

甲府市子育て世帯住宅取得支援事業補助金

🔍 検索

補助金交付までの手続き

事前受付

申請する1か月前までにホームページ内の申込フォームに入力しお問合せください
申請可否を2週間程度でご連絡します

申請

支払った住居費・引越費用の合計が補助上限額に達したら申請書類を郵送又は持参してください
※ 上限に達しなかった場合でも令和8年3月31日までに提出してください

審査

補助金の対象要件を満たしているか、申請書類に不備がないかなど申請書類を審査します
※ 約1か月～2か月ほどかかります

通知

補助金の交付が決定しましたら交付決定通知書と補助金交付請求書を送付します

請求

補助金交付請求書を同封した返信用封筒で郵送又は持参してください

交付

補助金交付請求書が甲府市に届いてから約1か月ほどで振り込みします

申し込みの状況により、お時間をいただくことがございます

申請書類

- ※(1) 申請書（第1号様式）
- ※(2) 誓約書兼同意書（第2号様式）
- (3) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（婚姻後の本籍地が甲府市でない方のみ）
- (4) 交付申請時において取得できる最新年度の所得証明書（令和7年1月1日時点で甲府市以外に住民登録があった方のみ）
- (5) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類の写し（現に貸与型奨学金を返済していて、夫婦の合計所得が500万円を超える場合）
- (6) 住宅の売買契約書及びその支払いを証する領収書等の写し
- (7) 住宅リフォームの請負契約書及びその支払いを証する領収書等の写し
- (8) 引越費用を支払ったことを証する領収書等の写し
- (9) 母子手帳の写し（養育する子が妊娠中の場合）
- (10) その他、市長が必要と認める書類

※は提出必須です。上記以外にも書類の提出をお願いしたり、確認のためご連絡させていただく場合があります